

# 子育て支援活動に取り組む団体に助成します (宝塚市子育て支援グループ活動促進事業助成金 募集要項)



子どもを地域社会全体で育て、支える仕組みづくりを促進するため、市内で地域と一体となって親子が交流できる場の提供や相互保育などの子育て支援活動に自主的に取り組む団体に、その活動に係る経費の一部を助成します。

こんな方・・・

- ・子育ても終わったし、近所の親子がゆっくりできる場を作りたい
- ・子育て支援の運営支援がほしい、又は回数を増やし充実させたい

## ○募集期間

**令和4年(2022年)4月28日(木)～5月27日(金)**

## ○助成対象事業実施期間

**令和4年(2022年)4月1日(金)～令和5年(2023年)3月31日(金)**

利用者が当該団体の構成員に限られず、構成員のうち常時2名以上が活動中に従事するとともに、地域の方々との交流が図れるよう計画されている**次のような活動が助成の対象になります**

### ★1 子育て交流事業

【対象】

子育てOB、若者等で組織する団体が、就学前児童と保護者が広く交流できる場や異世代交流の場を提供し、子育てに関する情報交換や相談などを行う事業

原則として月2回以上継続的に実施

### ★2 相互保育事業

【対象】

就学前児童を対象に、参加児童の保護者が当番制により合同で保育する事業

原則として月2回以上継続的に実施

### ★3 その他の子育て支援事業

【対象】

上記★1 ★2 以外の団体が、概ね就学前児童を対象として、地域において創意工夫ある多様な子育て支援活動を自主的に実施する事業

講師による勉強会、絵本の読み聞かせの会など、普段と異なる活動に助成します

## 助成の内容・金額

### ○助成団体数及び助成金額

★1 子育て交流事業、★2 相互保育事業 全体で10団体程度

実施回数	1団体あたり上限額
原則月2回以上	10万円

※★1 子育て交流事業 新規立上げ団体の場合

(新規立上げ団体のみ、上限に10万円を加算するため、以下のとおりとします)

実施回数	1団体あたり上限額(加算10万円を含む)
原則月2回以上	20万円

※ 団体数は予算の範囲内で決定

※ 参加者から利用料金を得て事業を実施した場合は、事業に要した経費から利用料収入を差し引いた額が補助対象(千円未満は切り捨て)

※ 国、県、市、民間の助成団体等から助成金の交付を受けている経費の額は対象外

※ 新規立上げ団体については、翌年度も事業を継続することが必要

(事業を継続しなかった場合は、事由のいかんを問わず返還の対象)

★3 その他の子育て支援事業 15団体程度 1団体あたり上限額3万円

※★3の令和4年度募集团体数は30団体で、9月頃にも再募集する予定です。

### ○助成対象経費

当事業に直接必要な経費で、主に下記のとおり。

講師等謝礼、交通費、消耗品費（絵本、おもちゃ等）、食糧費（講師の賄い、水分補給用のお茶に限る）、印刷製本費（チラシ作成等）、光熱水費、通信運搬費、保険料（行事保険、ボランティア保険）、会場使用料、手数料（振込手数料等）、備品購入費（★1「子育て交流事業」の新規立上げ団体のみ対象。1万円以上の物品で、事前に市と協議要）等

※団体人件費、団体構成員に対する謝金、団体構成員の飲食費は対象外。

※新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費（消耗品費等）を含みます。

★3その他の子育て支援事業のみ、食糧費のうち「食材費」も助成対象経費です。

※申請時に記載のない内容については、助成対象経費として認められません。

### ○助成対象団体

地域において自主的な子育て支援活動に取り組む団体で、次の要件を満たす団体

- ・宝塚市内に活動拠点があること。
- ・団体の構成員が5人以上で、その2/3以上が市内に在住していること。
- ・団体の構成員自身が、子育て支援活動を継続的に実施していること。
- ・代表者、組織及び運営に関する事項を定めていること。
- ・営利・宗教及び政治的な活動を目的としないこと。

### ○提出書類

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第1号 別紙1）
- ③ 収支予算書（様式第1号 別紙2）
- ④ 団体調書及び団体構成員（スタッフ）名簿（様式第1号 別紙3）
- ⑤ 団体規約（定款又は会則の写し）（様式の指定無し）



※①～④の様式は、子ども家庭支援センター、市役所1階市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、公民館、男女共同参画センター、各児童館・子ども館に配置しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

### ○応募方法

所定の書類等を下記の問い合わせ先まで、持参または郵送により提出してください。持参の場合は、書類の確認と面談をさせていただきます。郵送の場合、郵送された書類を確認の上、面談の代わりに電話でお尋ねします。

※受付時間：月～金曜日 9時～17時30分

（ただし、祝日を除く）

※持参の場合は、必ず事前に上記時間内に電話で連絡をしてください。

### ○決定

書類審査及び面談の上、助成の可否及び助成金額を決定します。

※決定は6月下旬頃を予定

### ○新型コロナウイルス感染症に対する留意事項

本助成を活用する子育て支援活動の取り組みは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら実施することを求めます。

### <問い合わせ先>



宝塚市子ども未来部子ども家庭室子ども家庭支援センター  
〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号（プレミア宝塚内）  
TEL 0797-85-3862 ・ FAX 0797-85-3886  
E-mail m-takarazuka0053@city.takarazuka.lg.jp